

船舶事故調査報告書

平成25年2月7日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）

委員 庄司 邦昭

委員 根本 美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成24年3月29日 15時16分ごろ
発生場所	三重県南伊勢町志戸ノ鼻南南西方沖 南伊勢町所在の見江島灯台から真方位067° 1.6海里付近 (概位 北緯34° 15.2′ 東経136° 35.1′)
事故調査の経過	平成24年3月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 ^{ゆうほう} 祐宝丸、2.4トン ME3-57491（漁船登録番号）、個人所有 9.97m (Lr) × 2.40m × 0.68m、プラスチック ディーゼル機関、漁船法馬力数70、昭和63年12月16日 B 漁船 ^{やまとも} 山智丸、1.3トン ME3-57542（漁船登録番号）、個人所有 7.77m (Lr) × 2.07m × 0.79m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数25、平成元年2月25日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 77歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年3月19日 免許証交付日 平成22年11月15日 (平成28年3月31日まで有効) B 船長B 男性 69歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年4月9日 免許証交付日 平成23年9月9日 (平成29年2月16日まで有効)
死傷者等	A なし B 重傷 2人（船長B及び同乗者B）
損傷	A なし B 操舵スタンド損傷等
事故の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、B船は、船長B及び同乗者Bが乗り組み、平成24年3月29日15時00分ごろ、同じ漁業協同

	<p>組合所属の漁船40～50隻と共にそれぞれが目指す漁場に向かって南伊勢町阿曾浦漁港を一斉に出港した。</p> <p>船長Aは、志戸ノ鼻沖周辺の5か所の漁場で刺し網を投網する予定であり、1か所目及び2か所目の漁場で刺し網の投網作業を終えたのち、3か所目の漁場に向け、志戸ノ鼻南南西方沖を全速力のほぼ半分程度の速力で南東進したが、この速力で航行すると船首が浮上して前方が見えにくいことがあった。</p> <p>船長Aは、漁場は早い者勝ちであったので、他の漁船よりも早く漁場に向かうことを考え、また、他の漁船の刺し網の投網場所に気を取られ、船首を左右に振るなどの船首方の死角を補う見張りを行わずに航行中、15時16分ごろ、A船は、船首部とB船の左舷中央部とが衝突し、B船を乗り切った。</p> <p>船長Aは、衝撃を感じてA船を停止させ、後方を振り返ったところ、海面に浮いている船長Bを発見して直ちに後進し、近くで操業していた漁船と共に船長Bを救助した。</p> <p>B船は、1か所目の漁場で刺し網の投網作業を終えたのち、志戸ノ鼻南南西方沖の2か所目の漁場に至り、同乗者Bが船首左舷甲板上で刺し網を投網し、船長Bが船尾甲板上で同乗者Bの様子を確認しながら機関を後進としてゆっくり西進中、A船と衝突した。</p> <p>船長Bは、A船で阿曾浦漁港に帰港後、救急車で病院に搬送され、溺水及び急性呼吸窮迫症候群などを負い、約5か月間入院した。</p> <p>同乗者Bは、B船で他の漁船にえい航されて阿曾浦漁港に帰港し、外傷性頸部症候群及び全身打撲を負い、約10日間入院した。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1.2～1.3m</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、衝突するまでB船に気付かなかった。</p> <p>船長Bは、平成24年9月25日現在、事故の前後の記憶がない。</p> <p>A船及びB船は、レーダー及びGPSプロッターがなかった。また、4人は救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、志戸ノ鼻南南西方沖を南東進中、船長Aが、他の漁船より早く次の漁場に向かうこと、及び他の漁船の投網場所に注意を向け、船首を左右に振るなどして船首浮上による船首方の死角を補う見張りを適切に行っていなかったことから、前路で投網作業中のB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、志戸ノ鼻南南西方沖で刺し網の投網作業を行いながら後進中、船長Bが、見張りを適切に行っていなかったものと考えられる</p>

	が、事故の前後の記憶が明確でないため、その状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、志戸ノ鼻南南西方沖において、A船が南東進中、B船が投網作業を行いながら後進中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レーダーを装備しない船舶が船首浮上により船首方に死角を生じたときは、船首を左右に振るなどして死角を補う見張りを適切に行うこと。 ・投網作業中においても見張りを適切に行うこと。 ・乗船中は、救命胴衣を着用すること。